

## 16. 本町2丁目地区 地区計画（概要）

### 区域の整備・開発及び保全に関する方針

名 称	本町2丁目地区地区計画
位 置	明石市本町2丁目の一部
面 積	約2.7ヘクタール
地区計画の 目 標	<p>本地区は、JR明石駅より南西約400メートルに位置し、本市の中心市街地内にある。その利便性の高さから幹線道路沿いの商業系土地利用とともに住宅地としての土地利用がなされている地区である。</p> <p>本計画は、中心市街地活性化のため活力あるまちなみと健全な市街地環境の形成及び維持・保全を図るとともに、地域特性に応じた建築物の誘導により、既存の居住環境の悪化防止や快適な都心居住を確保することを目標とする。</p>
土地利用の 方 針	交通至便な立地条件をいかしながら、本市の中心市街地にふさわしいにぎわいのあるまちなみ形成と健全な土地利用を図る。
地区施設の 整備の方針	本地区に整備された道路の機能が損なわれないよう、維持・保全を図り、安全で快適な道路空間の形成に努める。
建築物等の 整備の方針	中心市街地としてのにぎわいを醸成し、全体として調和がとれ、魅力ある都市空間が形成できるよう、既存の居住環境に配慮した建築物の規制・誘導を図る。

### 地区整備計画

建築物等の 用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定するもの。</li><li>2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。</li><li>3) 共同住宅又は長屋で、1戸当たりの住戸専用面積が、40平方メートル未満のもの。</li><li>4) 葬儀を主たる目的とする建築物。</li></ol>
----------------	--

「区域は、計画図表示のとおり」